

## 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会の会議公開等に関する取扱いについて

### 1 会議の公開

会議については公開とする。

### 2 会議の傍聴等

傍聴者（報道関係者を除く。以下同じ。）の定員は5名とする。

傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順とする。

傍聴者は、次の事項を守らなければならないこととし、守られない場合について、座長は退場を命じることができる。

（1）座長の指示に従うこと。

（2）会議において発言しないこと。

（3）会議における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（4）ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

（5）みだりに席を離れず、静穏に傍聴すること。

（6）会議において撮影、録音等をしないこと。ただし、懇話会で承認した場合についてはこの限りではない。

（7）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### 3 会議資料の提供

傍聴者には会議資料を提供するものとし、配布又は閲覧の方法により行う。

### 4 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名は記載しない。また、会議録の内容については座長及び副座長の確認を得た後に、これを公表する。

### 5 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載し公表する。